

(10) 特別支援学校教諭普通免許状に新教育領域を追加する方法(免許法第5条の2第3項、施行規則第7条第3項、同第5項)

所有している特別支援学校教諭免許状に新教育領域を追加する方法です。

なお、新教育領域の追加の定めを受けるためには、**既に取得している特別支援学校教諭普通免許状を授与した都道府県教育委員会に対して、申請しなければなりません。**

① 教員としての在職年数を要しない追加方法(施行規則第7条第3項)

	追加しようとする領域	科目	追加の定めを受けようとする免許状	
			一種免許状	二種免許状
第 二 欄	視覚障害者に関する教育の領域	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	8 心理等に関する科目：1単位以上 指導法等に関する科目：2単位以上 を含む	4 心理等に関する科目：1単位以上 指導法等に関する科目：1単位以上 を含む
	聴覚障害者に関する教育の領域	(心理等に関する科目) ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程	8 心理等に関する科目：1単位以上 指導法等に関する科目：2単位以上 を含む	4 心理等に関する科目：1単位以上 指導法等に関する科目：1単位以上 を含む
	知的障害者に関する教育の領域	及び指導法に関する科目 (指導法等に関する科目)	4 心理等に関する科目：1単位以上 指導法等に関する科目：2単位以上 を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 指導法等に関する科目：1単位以上 を含む
	肢体不自由者に関する教育の領域		4 心理等に関する科目：1単位以上 指導法等に関する科目：2単位以上 を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 指導法等に関する科目：1単位以上 を含む
	病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する		4 心理等に関する科目：1単位以上 指導法等に関する科目：2単位以上 を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 指導法等に関する科目：1単位以上 を含む

## 【最低修得単位】

1 文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（認定課程）において修得するものとする。

2 『第二欄の科目の単位』

追加の定めを受けようとする特別支援教育領域に応じ、イ又はロに定める単位を修得するものとする。

### イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する特別支援教育領域

当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について、合わせて8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）以上を修得しなければならない。

なお、当該心理等に関する科目について1単位以上及び当該教育課程等に関する科目について2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含めなければならない。

### ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する特別支援教育領域

当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について、合わせて4単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上を修得しなければならない。

なお、当該心理等に関する科目について1単位以上及び当該教育課程等に関する科目について2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含めなければならない。

3 新教育領域の追加の定めを受けようとする者が、当該免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもって、替えることができる。

ただし、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」の単位をもって替えることにより、同科目の最低修得単位数が不足することとなるときは、同科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

4 一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合

(1) 既に当該領域を定めた二種免許状を有している場合は、一種免許状に当該領域の追加の定めを受けるために必要とされる単位数から、二種免許状に当該領域の追加の定めを受けるために必要とされる単位数を差し引いた単位数を修得するものとする。（当該領域を定めた二種免許状に係る所要資格を得ている場合及び特別支援学校教諭二種免許状に当該領域の追加の定めを受けることができる者である場合も同様とする。）

(2) 当該新教育領域を定めた二種免許状を受けるため又は二種免許状に当該教育領域の追加の定めを受けるために修得した単位を有する場合は、一種免許状取得に係る単位とすることができる。（ただし、二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために必要な単位数を上限とする。）

②教員としての在職年数を要する追加方法（施行規則第7条第5項）

在職年数	追加しようとする領域	科目	追加の定めを受けようとする免許状	
			一種免許状	二種免許状
第二欄 1年	視覚障害者に関する教育の領域	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生	4 心理等に関する科目：1単位以上 指導法等に関する科目：1単位以上 を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 指導法等に関する科目：1単位以上 を含む
	聴覚障害者に関する教育の領域	理及び病理に関する科目 (心理等に関する科目)	4 心理等に関する科目：1単位以上 指導法等に関する科目：1単位以上 を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 指導法等に関する科目：1単位以上 を含む
	知的障害者に関する教育の領域	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程	2 心理等に関する科目：1単位以上 指導法等に関する科目：1単位以上 を含む	1 心理等に関する科目及び指導法等に関する科目の内容を含む科目：1単位以上 を含む
	肢体不自由者に関する教育の領域	及び指導法に関する科目 (指導法等に関する科目)	2 心理等に関する科目：1単位以上 指導法等に関する科目：1単位以上 を含む	1 心理等に関する科目及び指導法等に関する科目の内容を含む科目：1単位以上 を含む
	病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する		2 心理等に関する科目：1単位以上 指導法等に関する科目：1単位以上 を含む	1 心理等に関する科目及び指導法等に関する科目の内容を含む科目：1単位以上 を含む

【在職年数】

免許状に定められた特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする特別支援教育領域を担任する教員として良好な成績で勤務した年数とする。

（二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは幼保連携型認定こども園の教員を含む。）

## 【最低修得単位】

1 文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（認定課程）、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座等において修得するものとする。

### 2 『第二欄の科目の単位』

追加の定めを受けようとする特別支援教育領域に応じ、イ又はロに定める単位を修得するものとする。

#### イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する特別支援教育領域について追加の定めを受けようとする場合

当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について、合わせて4単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上を修得しなければならない。

なお、当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目について、それぞれ1単位以上を含めなければならない。

#### ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する特別支援教育領域について、追加の定めを受けようとする場合

当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ1単位又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目（以下、「心理及び教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ1単位を修得しなければならない。

なお、二種免許状に領域の追加の定めを受ける場合にあっては、当該心理及び教育課程等に関する科目1単位以上を修得すれば足りる。

3 新教育領域の追加の定めを受けようとする者が当該免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもって、替えることができる。

ただし、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」の単位をもって替えることにより、同科目の最低修得単位数が不足することとなるときは、同科目についてその不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

### 4 一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合

(1) 既に当該領域を定めた二種免許状を有している場合は、一種免許状に当該領域の追加の定めを受けるために必要とされる単位数から、二種免許状に当該領域の追加の定めを受けるために必要とされる単位数を差し引いた単位数を修得するものとする（当該領域を定めた二種免許状に係る所要資格を得ている場合及び特別支援学校教諭二種免許状に当該領域の追加の定めを受けることができる者である場合も同様とする）。

(2) 当該新教育領域を定めた二種免許状の授与を受けるため又は二種免許状に当該教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位を有する場合は、一種免許状に係る単位とすることができる（ただし、二種免許状に当該教育領域の追加の定めを受けるために必要な単位数を上限とする）。